

【関西婦人三田会 会則】

第1条 本会は関西婦人三田会と称し事務所を原則として会長宅におく。

第2条 会員の資格は、原則として慶應義塾大学女子卒業者で所定の手続をした者に限る。
尚退会は、会長に届け出るものとする。
会費滞納が二年以上におよぶ時は退会者とみなす。

第3条 本会は会員相互の親睦をはかり、慶應義塾の発展及び会員の向上につとめることを目的とする。

第4条 前条の目的達成のために次の事を行う。

1. 会報及び名簿の発刊
2. レクリエーション
3. 講演会その他バザー等の催物

第5条 本会の役員は、会長・副会長他幹事若干名とする。役員は会の運営及び涉外等の行事一切を民主的に行う。但し、重要事項については総会に於て決定する。

第6条 総会は出席者及び委任状の合計数が、会員の過半数に達した時に成立するものとする。議事の決定は出席者の過半数によって決する。

第7条 本会は必要に応じて役員会の要請により、諮問機関として歴代会長を相談役とする事が出来る。

第8条 役員の任期は原則として二年とし、役員に欠員の生じた場合は会長が任命する。

第9条 次期役員の選出は会員の推薦により爽快を於いて決定する。

第10条 本会会員は所定の会費を年度初めにおさめることとする。(H10年度 5000円)行事によってビジターからビジターフィーを申し受けすることもある。

第11条 会計年度は4月1日より3月31日迄とする。なお、会計監査2名をおく。

第12条 規約の変更は総会の議決を経ねばならない。

第13条 本会の役員は、自動的に関西合同三田会会員となる。